

二十七 食品の安全性の確保を図るための基本的な政策に関する事項

二十八 環境の総合的な整備に関する事項

二十九 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十
八号）第二条の消費者の権利の尊重及びそ
の自立の支援その他の基本理念の実現並びに
消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営
むことができる社会の実現のための基本的な
政策に関する事項

三十 健やかに成長することのできる社会の実現に
向けた基本的な政策に関する事項

三十一 結婚・出産又は育児に希望を持つことが
できる社会環境の整備等少子化の克服に向け
た基本的な政策に関する事項

三十二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十
一年法律第七十一号）第一条に規定する子
ども・若者育成支援に関する事項

三十三 海洋に関する施設の総合的かつ計画的
な推進を図るための基本的な政策に関する事
項

三十四 重要施設周辺及び国境離島等における
土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に
関する法律（令和三年法律第八十四号）に基
づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離
島機能を阻害する土地等の利用の防止のため
の基本的な政策に関する事項

三十五 土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に
関する法律（令和四年法律第四十三号）に基
づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離
島機能を阻害する土地等の利用の防止のため
の基本的な政策に関する事項

三十六 安全保障の確保の推進に関する事項

三十七 経済施策を一体的に講ずることによる
経済安保情報の保護及び活用に関する事項

三十八 土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に
関する法律（令和五年法律第四十五号）第一
条に規定するものについて、第三項第二十七
号の六において同じ。の推進を図るための基本的な政
策に関する事項

三十九 内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内
閣の重要な政策について、当該重要な政策に関し
ての基本的な政策に関する事項

四十 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする
内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する事項

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。

二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する限り）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十一年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関すること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略をつかさどる。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他のこれに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

六 の二 第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定す

る特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第一条第三項に規定するものをいう。）及び仮名加工医療情報（同条第四項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の五 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七の六 宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の七 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

七の八 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の九 防災に関する施策の推進に関すること。

八 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第一条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するための基本的な方針の策定及び推進すること。

一項に規定するものをいう。)及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第一項に規定するものをいう。)の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)第三条第一項に規定するもの(をいう。)及び災害防除事業(同法第二条第一項に規定するものをいう。)の指定に関すること。

十三 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十一条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地震防災対策に関すること。

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。

十六 男女共同参画基本計画(男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画における経済の振興及び社会の開発に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十八 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画(以下「振興開発計画」という。)の作成及び推進に関すること。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費(政令で定めるものを除く。)の配分計画に関すること(文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。)。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地内内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十四 北方地域に生活の本拠を有していた事務(外務省の所掌に属するものを除く。)の推進に関する事務に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)。

二十五 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ。)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理に関すること。

二十七 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第十二条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。

二十八 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する事務に関すること。

二十九 特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する事務(他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。)並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

三十 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)。

三十一 國民の祝日に関すること。

三十二 元号その他の公式制度に関すること。

三十三 國の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(消費者庁の所掌に属するものを除く。)。

三十六 市民活動の促進に関すること。

三十七 官報に関すること。

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九 世論の調査に関すること。

四十 公文書館に関する制度に関すること。

四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第八項に規定するもの(をいう。)の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十二 削除

四十三 高齢社会対策の大綱(高齢社会対策基本法(平成七年法律第一百二十九号)第六条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

四十四 障害者基本計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

四十五 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別

係る前項第一号に規定する重要事項について、
会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、
財政政策担当大臣に対し行うものとし、
経済財政政策担当大臣が置かれてい
ないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、経済財政政策担当大臣が掌理する事
務に係る第一項第一号に規定する重要事項に關
し、経済財政政策担当大臣に意見を述べること
ができる。

第二十条 会議は、議長及び議員十人以内をもつ
(組織)
て組織する。

第二十一条 議長は、内閣総理大臣をもつて充て
る。議長は、会務を總理する。

3 2 議長は、内閣官房長官が、
その職務を代理する。

4 経済財政政策担当大臣が置かれてい
ないときは、前項の規定に
かかわらず、経済財政政策担当大臣が、内閣官
房長官に代わって、議長の職務を代理する。
(議員)

第二十二条 議員は、次に掲げる者をもつて充て
る。

1 内閣官房長官
2 経済財政政策担当大臣
3 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定
する者
4 法律で国務大臣をもつてその長に充てるこ
ととされている委員会の長のうちから、内閣
総理大臣が指定する者
5 前二号に定めるものほか、関係する國の
行政機關の長のうちから、内閣総理大臣が指
定する者
6 関係機関(國の行政機關を除く。)の長の
任命する者
7 経済又は財政に關する政策について優れた
識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が
任命するときには、必要があると認めると
きは、第二十
条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号か
ら第四号までに掲げる議員である國務大臣以外
の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨
時に会議に参加させることができる。

3 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号
に掲げる議員の総数の十分の四未満であつては
ならない。

4 第一項第五号から第七号までに掲げる議員
は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十三条 前条第一項第六号及び第七号に掲げ
る議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の
議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十四条 会議は、その所掌事務を遂行するた
め必要があると認めるときは、
その他の關係行政機關の長に対し、資料の提
出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め
ることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必
要があると認めるときは、前項に規定する者以
外の者であつて審議の対象となる事項に関し識
見を有する者に対しても、必要な協力を依頼す
ることができる。

(政令への委任)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもの
のほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他
会議に關し必要な事項は、政令で定める。

第三目 総合科学技術・イノベーション会議
(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議
(以下この目において「会議」という。)は、次
に掲げる事務をつかさどる。

1 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総
合的かつ計画的な振興を図るための基本的な
政策について調査審議すること。

2 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ
て科学技術に関する予算、人材その他の科学
技術の振興に必要な資源の配分の方針その他
科学技術の振興に関する重要な事項について調
査審議すること。

3 科学技術に関する大規模な研究開発その他
の国家的に重要な研究開発について評価を行
うこと。

4 法律で国務大臣をもつてその長に充てるこ
ととされている委員会の長のうちから、内閣
総理大臣が指定する者

5 前二号に定めるものほか、関係する國の
行政機關の長のうちから、内閣総理大臣が指
定する者

6 関係機関(國の行政機關を除く。)の長の
任命するときには、必要があると認めると
きは、第二十
条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号か
ら第四号までに掲げる議員である國務大臣以外
の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨
時に会議に参加させることができる。

3 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号
に掲げる議員の総数の十分の四未満であつては
ならない。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当
大臣で第四条第一項第十三号から第十六号まで
に掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術
政策担当大臣」という。)は、その掌理する事
務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並
びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項
について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学
技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学
技術政策担当大臣が置かれてい
ないときは、内閣総理大臣に対し行うものと
する。

4 第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非
常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常
勤とすることができる。

(議員の任期)

第二十七条 会議は、議長及び議員十四人以内を
もつて組織する。

2 議長は、内閣総理大臣をもつて充て
(議長)
る。議長は、会務を總理する。

3 2 議長は、内閣官房長官が、
その職務を代理する。

4 科学技術政策担当大臣が置かれている場合に
おいて議長に事故があるときは、前項の規定に
かかわらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官
房長官に代わって、議長の職務を代理する。
(議員)

第二十八条 議員は、内閣官房長官が、
その職務を代理する。

2 議長は、内閣総理大臣をもつて充て
(議長)
る。議長は、会務を總理する。

3 2 議長は、内閣官房長官が、
その職務を代理する。

4 法律で国務大臣をもつてその長に充てるこ
ととされている委員会の長のうちから、内閣
総理大臣が指定する者

5 前二号に定めるものほか、関係する國の
行政機關の長のうちから、内閣総理大臣が指
定する者

6 関係機関(國の行政機關を除く。)の長の
任命するときには、必要があると認めると
きは、第二十
条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号か
ら第四号までに掲げる議員である國務大臣以外
の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨
時に会議に参加させることができる。

3 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号
に掲げる議員の総数の十分の四未満であつては
ならない。

外の國務大臣を、議案を限つて、議員として、
臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第六号に掲げる議員の数は、第二項に
規定する議員の総数の十分の五未満であつては
ならない。

4 第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非
常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常
勤とすることができる。

(議員の任期)

第二十九条 会議は、議長及び議員十四人以内を
もつて組織する。

2 議長は、内閣官房長官が、
その職務を代理する。

3 2 議長は、内閣官房長官が、
その職務を代理する。

4 法律で国務大臣をもつてその長に充てるこ
ととされている委員会の長のうちから、内閣
総理大臣が指定する者

5 前二号に定めるものほか、関係する國の
行政機關の長のうちから、内閣総理大臣が指
定する者

6 科学又は技術に優れた識見を有する者のうち
から、内閣総理大臣が任命するときには、必要
があると認めるときは、第二十
条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号か
ら第四号までに掲げる議員である國務大臣以外
の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨
時に会議に参加させることができる。

3 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号
に掲げる議員の総数の十分の四未満であつては
ならない。

4 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる
議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役

4 前二項に定めるもののはか、科学技術・イノベーション推進事務局は、第三項第七号の四に掲げる事務をつかさどる。

4 第四十一条の五 健康・医療戦略推進事務局は、第四条第一項第十六号の二及び第十六号の三並びに第三項第七号の四に掲げる事務をつかさどる。

2 健康・医療戦略推進事務局の長は、健康・医療戦略推進事務局長とする。

2 健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

3 健康・医療戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、健康・医療戦略推進事務局の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

(宇宙開発戦略推進事務局)

第四十一条 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第十七号の八までに掲げる事務をつかさどる。

2 宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦略推進事務局長とする。

3 宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

(北方対策本部)

第四十一条 北方対策本部は、第四条第一項第二十四号及び第三項第二十三号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。

2 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、第十条の特命担当大臣をもつて充てる。

3 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を統括する。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5 北方対策本部に、北方対策副本部長を置く。

6 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

7 北方対策本部に、所要の職員を置く。

4 第四十二条の二 総合海洋政策推進事務局は、第四条第一項第三十二号に掲げる事務をつかさどる。

2 総合海洋政策推進事務局の長は、総合海洋政策推進事務局長とする。
3 総合海洋政策推進事務局に、所要の職員を置く。
4 前二項に定めるもののほか、総合海洋政策推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(金融危機対応会議)
第四十二条 金融危機対応会議（以下この条において「会議」という。）は、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつとめどる。
1 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもつて組織する。
2 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
3 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 内閣官房長官
二 第十一条の特命担当大臣
三 金融庁長官
四 財務大臣
五 日本銀行総裁
6 議長は、必要があると認めるときは、第二項及び前項の規定にかかわらず、関係大臣その他の関係機関の長を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
7 第二項から前項までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。
第六款 地方支分部局
第一目 設置
第四十三条 本府に、沖縄総合事務局を置く。
1 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

(総合事務局の所掌事務等)
第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。
第二回 沖縄総合事務局

一 次に掲げる地方支分部局その他の地方行政機関（以下「地方支分部局等」という。）において所掌することとされている事務

イ 公正取引委員会の事務総局の地方事務所

ロ 地方農政局

ニ 経済産業局

ホ 地方整備局

ヘ 地方運輸局

二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十号）第四条第一項第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同項第五十七号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十五号、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び第十九号から第八十一号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ 森林資源の確保及び総合的な利用に関する事務

（1） 森林有林野に係る次に掲げる事務

（2） 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること

（3） （国営に係る森林治水事業を実施することを除く。）

（4） 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事務

（5） 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること（国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関することを除く。）

（6） 林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務

ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。栽培漁業の促進に関すること。

ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務

二 総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。

一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務

公正取引委員会

二 財務局において所掌することとされている事務
事務 財務大臣（金融庁の所掌に属する事務（証券取引等監視委員会の所掌に属するもの（除く。）については金融庁長官とし、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。）

三 地方農政局において所掌することとされる事務及び前項第二号に掲げる事務 農林水産大臣（）

四 経済産業局において所掌することとされる事務 経済産業大臣（消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。）

五 地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務 国土交通大臣

第四十五条 沖縄に係る前条第一項第一号に掲げる事務に関する事務は、政令の定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局等と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局等の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

六 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に関する必要な事項は、内閣総理大臣と関係行政機関の長が協議して定める。

（総合事務局の位置及び組織）

第四十六条 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。
(事務所及びその支所)

第四十七条 内閣総理大臣は、総合事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所を置くことができる。

2 内閣総理大臣は、総合事務局の事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所の支所を置くことができる。

3 総合事務局の事務所及び事務所の支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

第四十八条 宮内庁は、内閣府に置かれるものとする。

第四十九条 宮内庁は、内閣府に置かるものとす

第五節 委員会及び府

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び府を置くことができる。

2 法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は府を置くことができる。

3 前二項の委員会及び府（以下それぞれ「委員会」及び「府」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

第五十条 委員会の長は、委員長とし、府の長は、長官とする。

第五十一条 委員会には、法律の定めるところに任務及び所掌事務

第五十二条 委員会及び府の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。

第五十三条 委員会及び府の内閣部局

2 前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3 第一項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4 第一項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

第五十四条 委員会及び府には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

第五十五条 委員会及び府には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第五十六条 委員会及び府には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第五十七条 委員会及び府には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合には、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第五十八条 各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることがある。

3 前項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもつてその所掌事務の全部を掌理させるものと定められている府のうち別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び局を置くことができる。

4 第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 府、第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準

ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

(審議会等)

第五十九条 委員会及び府には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第六十条 削除 (施設等機関)

第六十一条 各庁には、特に必要がある場合においては、その府の長である長官を助け、府務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。

第六十二条 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第六十三条 各府の所掌に属しない事務をつかさどる職等

2 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び府は、次の表の上欄に掲げるもののとし、この法律に定めるもののはか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第六十五条 公正取引委員会

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第六十六条 国家公安委員会

2 特定複合観光施設区域整備法

第六十七条 カジノ管理委員会

2 消費者保護委員会

2 個人情報保護委員会

3 金融庁

3 国家公務員会

3 金融庁設置法

3 消費者保護法

3 国家公務員会設置法

3 金融庁設置法

3 国家公務員会設置法

の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

2 各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

3 委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 委員会の事務局又は官房、局若しくは部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の運営的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

5 委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

6 委員会の事務局又は官房、局又は部を置かない府にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

7 各府に置かれる委員会及び府

2 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

3 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

5 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

6 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

7 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

8 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

9 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

10 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

11 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

12 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

13 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

14 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

15 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

16 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

17 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

18 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

19 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

20 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

21 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

22 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

23 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

24 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

25 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

26 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

27 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

28 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 委員会の事務局又は官房、局若しくは部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の運営的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

5 委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

6 委員会の事務局又は官房、局又は部を置かない府にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

7 各府に置かれる委員会及び府

2 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

3 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

5 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

6 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

7 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

8 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

9 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

10 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

11 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

12 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

13 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

14 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

15 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

16 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

17 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

18 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

19 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

20 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

21 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

22 各府には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第四項、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第四十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織（第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 政府は、少なくとも毎年一回内閣府の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、第四条第三項第五十三条号及び第三十七条第三項の表情報公開審査会の項の規定は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、附則第七条の規定は公布の日から施行する。（所掌事務の特例）

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に關すること。

二 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する約に基づく廃棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限り、）の廃棄に關すること。

三 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号）等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の通常の一般社団法人又は一般財團法人への移行に關すること。

内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

令和七年	令和十一年	令和十五年	令和三十年	令和三十一年	令和三十一年	令和三十一年	令和三十一年	令和三十一年	令和三十一年
沖縄県	立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するもの）の作成に關すること。	立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するもの。以下同じ。）の指定に關すること。							
用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に關する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に關する特別措置法（平成七年法律第百二十号）の規定による駐留軍								
内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。								

（4）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社地域経済活性化支援機構に関する事務の調整に関すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議
（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社地域経済活性化支援機構に関する事務の調整に関すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議
（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社地域経済活性化支援機構に関する事務の調整に関すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議
（2）会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の決議	（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社地域経済活性化支援機構に関する事務の調整に関すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議
（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社地域経済活性化支援機構に関する事務の調整に関すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議

（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）関係行政機関の事務の調整に関すること。	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）関係行政機関の事務の調整に関すること。	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議
（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議
（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すること。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すこと。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立
（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すこと。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）設立	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すこと。
（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）関係行政機関の事務の調整に関すること。	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すこと。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議	（4）定款の変更の決議	（5）合併、分割及び解散の決議	（1）関係行政機関の事務の調整に関すること。	（2）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に關すこと。	（3）取締役及び監査役の選任及び解任の決議

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかる復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号及び第三項第七号の九及び第十号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三項及び附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務について、内閣府の所掌事務としない。

前条第三項の規定にかかるわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ）（1）及び（2）並びにロ（イ）（1）及び（2）に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

第三項第二号に掲げる規定にかかるわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同項の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災から復興に関するものを掌理しない。

（組織の構成の特例）

第三項第二号に掲げる規定の適用については、同項中「デジタル庁」とあるのは、「デジタル庁、復興庁」とする。

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三項第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

（副大臣の定数等の特例）

第三条の二 第十三条第一項の規定にかかるわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣（次項において「兼職復興副大臣」という。）を除き、三人とする。この場合において、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第一項前段」とする。

2 第十三条第三項の規定にかかるらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務（大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）のうち東日本大震災からの復興に関連するもの（以下この項及び次条第二項において「東日本大震災復興関連事務」という。）に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての第十三条第四項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。
(大臣補佐官の定数等の特例)

(科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の特例)
事務の特例)

第四条の二の三 科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の特例

事務局は、第四十条の四第一項に規定する事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和十三年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例)

第四条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四十九条の二第一項に規定する事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(総合事務局の所掌事務の特例)

びに附則第七条、第十三条及び第十四条の規定
定 この法律の公布の日
法施行法（平成十一年法律第二百六十号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅
い日
附 則（平成一一年一二月二二日法律等
（施行期日）
一六〇号）抄
第一條 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百五十五条（核原料物質、核燃料物質等の取扱い）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則（平成一四年五月一〇日法律第品行する。
（施行期日）
抄
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則（平成一四年六月一四日法律第十二号）抄
（施行期日）
抄
1 この法律は、公布の日から起算して一月を切れない範囲内において政令で定める日から施行する。

行 趨 八 施 四 施

らず、復興院が廃止されるまでの間は、内閣府に、特に必要がある場合においては、復興院設置法第十条の二第一項の復興大臣補佐官の職を兼ねる大臣補佐官（次項において、「兼職復興大臣補佐官」という。）を除き、大臣補佐官六人

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 附則第二条第一項第一号に掲げる事務
二 附則第二条第一項の表令和十四年三月三十日

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一四年七月二六日法律第十九号）抄
（施行期日）

以内を置く」とがでる。この場合において、
第十四条の二第二項の規定の適用については、
同項中「六人」とあるのは、「附則第三条の三第一項前段に規定する兼職復興大臣補佐官を除き、六人」と、「前項」とあるのは「同項前段」とする。

第十四条の二第三項の規定にかかるらず、兼職復興大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、東日本大震災復興関連事務に係る特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務に關し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐す

一日の項の下欄に掲げる事務
(総合科学技術会議の議員の任期の特例)
第六条 この法律の施行の後最初に任命される第
二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、
第三十一条第一項の規定にかかわらず、内閣総理
大臣の指定するところにより、当該議員の総
数の半数(当該議員の総数が奇数である場合に
は、その二分の一の数に生じた端数を切り捨て
た数)については、一年とする。
(経過措置)

第七条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員を
任命するために必要な行為は、この法律の施行
前においても行なうことができる。

附 則 (平成一年二月二日法律第二百四十四号の規定による)
(施行期日) 一六(号)抄
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条の次に第一条及び四節並びに章名を加える改正規定(第十九条に係る部分に限る。)及び附則第十条(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条第三項の改正規定に係る部分に限る。)の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

二 内 容 二 起 定 第
施行する。
附 則 (平成一四年一二月一日法律等
附 則 (平成一四年一二月一八日法律等
行する。
第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。
附 則 (平成一四年一二月一八日法律等
抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一五年四月九日法律等
抄 (施行期日)

第四条 (審議会等の設置の特例) 令和十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

第八条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一一年七月三〇日法律第一一六号)
(施行期日) 抄

（施行期日）
第一号抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年二月八日法律第一四八号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一五年四月九日法律第二百二十九号)抄
(施行期日)

(特別の機関の設置の特例)
第四条の二 令和十三年三月三十一日までの間、

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二年二月一七日法律第

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月
抄

行する
附則(平成一四年三月三一日法律第五号抄)

附 則（平成一五年五月二三日法律第四
八号）抄

(地方創生推進事務局の所掌事務の特例)
第四条の二の二 地方創生推進事務局は、第四十一条の二第一項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

二 第七条第二項、第十二条第二項、第二十八条第一項の表第二十一条の項、第三十七条规定する。ただし、次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は平成十五年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）		第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年五月三〇日法律第六号）抄		第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一五年七月三〇日法律第一三号）抄		附 則（平成一五年七月三〇日法律第一三号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一五年八月一日法律第二七号）抄		附 則（平成一五年八月一日法律第二七号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一六年四月一四日法律第二九号）抄		附 則（平成一六年四月一四日法律第二九号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。		第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成一六年四月一日法律第二七号）抄		附 則（平成一六年四月一日法律第二七号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一六年七月三〇日法律第二九号）抄		附 則（平成一六年七月三〇日法律第二九号）抄
（施行期日等）		（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略		一 略
二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る）、第七条及び第九条から第十三条までの規定		二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る）、第七条及び第九条から第十三条までの規定
附 則（平成一六年六月一日法律第七〇号）抄		附 則（平成一六年六月一日法律第七〇号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成一六年六月一日法律第八〇号）抄		附 則（平成一六年六月一日法律第八〇号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略		一 略
二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る）、第七条及び第九条から第十三条までの規定		二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る）、第七条及び第九条から第十三条までの規定
附 則（平成一六年六月一日法律第七〇号）抄		附 則（平成一六年六月一日法律第七〇号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条规定及び第三項（第三号に係る部分に限る）、第一百三十三条规定		第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条规定及び第三項（第三号に係る部分に限る）、第一百三十三条规定
附 則（平成一六年六月四日法律第八〇号）抄		附 則（平成一六年六月四日法律第八〇号）抄
（施行期日）		（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から施行する。

用に係る部分に限る。)、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。)の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

附 則 (平成一九年一月一六日法律第六号)抄
(施行期日)
一 (四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二一日法律第三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一号 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日又はこの法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、次条並びに附則第四条及び第七条の規定は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月五日法律第四九号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定(この法律の公布の日から四まで略)

五 附則第十七条の規定(この法律の公布の日又は公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の公布の日)のいれか遅い日

め。

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二号に掲げる規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

二 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

二 この法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「同項第四十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、同項第四十号を同項第三十八号とし、同項第十三号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、同項第十三号を同項第三十九号とし、同項第四十一号の二を同項第三十九号の二とし、同項第四十二号を同項第四十号とし、同項第四十三号を同項第四十一号としとする。

三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が遅い日

(施行期日)
三号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第五条第一項、第二章、第十三条、第二十一条、第二十四条、第八章、第五十八条及び第五十九条並びに附則第七条及び第九条の規定(第一条、第二十四条、第八章、第五十八条及び第二十一条、第二十九条第二号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

附 則 (平成二一年七月八日法律第七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第五章(第二十九条第二号及び第三号を除く。)の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一条第三項の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一〇日法律第七〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第四百四十七条)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二一日法律第三七〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二一日法律第三七七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五十七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五十七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定(二条を加える部分に限る。)並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

附 則 (令和元年五月三一日法律第十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年二月四日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年六月二四日法律第六三条) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第十三条の規定は、政令で定めることとする。

附 則 (令和元年五月三一日法律第十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、(政令への委任)

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年六月二四日法律第六三条) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令別段の定めがあるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対し申請、届出その他の手続を行なわなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされないものについては、法令別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に對してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、(命令の効力に関する経過措置)

第五十九条 旧法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第六十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十三条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十四条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十五条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十六条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十七条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十八条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第六十九条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十三条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十四条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十五条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十六条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十七条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十八条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七十九条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第八十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第八十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第八十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第八十三条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第八十四条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

3 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令別段の定めがあるもののか、この法律の施行の日前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続を行なわなければならない事項で、この法律の施行の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第四条 政府は、この附則に定めるもののか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第五条 政府は、この法律の施行後は、(命令の効力に関する経過措置)

第六条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第七条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第八条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第九条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十三条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十四条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十五条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十六条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十七条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十八条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第十九条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十三条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十四条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十五条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十六条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十七条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十八条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第二十九条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第三十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

第三十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定める日から施行する。

五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行政法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第二条の六十一の五第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第十八条号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年一二月一三日法律第八六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行の日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日法律第二十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条から第十条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年五月二二日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。